

公益財団法人日本バスケットボール協会
若年層（18歳未満）外国籍選手の国際移籍手続きに関する運用細則

（目的）

第1条 この細則は、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下、「JBA」という）基本規程第110条第4項に基づき、若年層（当該年度開始日となる4月1日において18歳未満）の外国籍選手の登録の運用に関して必要な事項を定める。

（対象選手）

第2条 この細則の対象となる選手は国際バスケットボール連盟（以下、「FIBA」という）およびJBA間の合意に基づき、高等学校に所属し、全国規模の競技会（全国高等学校総合体育大会、ウインターカップ等）に出場する18歳未満の外国籍選手とする。

（申請手続き）

第3条 若年層外国籍選手の申請手続きは、次の通りとする。

- (1) 申請対象選手が所属する加盟チームは、当該選手が出場する可能性がある全国規模の競技会の登録期限までに申請手続きを終えること。
- (2) 申請団体は、次の条項にて定める書類をメールにてJBAおよび加盟チームが所属する都道府県バスケットボール協会に電子メールにて送付すること。
- (3) JBAは申請書類を確認し、不備がない場合はFIBAに申請を行う。
- (4) FIBAは申請書類に基づき、当該選手の国際移籍に関する決定を行う。

（申請書類）

第4条 申請対象選手が所属する加盟チームは、次の申請書類をJBAに提出するものとする。

- (1) 若年層選手国際移籍調査票
- (2) パスポート顔写真ページの写し
- (3) 出生証明書
- (4) 母国における個人IDカード（該当する場合）
- (5) 母国での選手登録書（該当する場合）
- (6) 在留資格証明書
- (7) 入学または在学証明書
- (8) 両親による移籍同意書
- (9) 代表活動参加同意書
- (10) 上記以外にJBAおよびFIBAが提出必要と判断した書類

(登録)

第5条 FIBAが申請書類に基づき、申請対象選手の国際移籍がバスケットボールを主とすると決定した場合、加盟チームは登録料として400,000円をJBAに納付しなければならない。

2. 一旦納付した登録料は、理由の如何を問わず返還しない。
3. 加盟チームはJBA基本規程「第5章 登録および移籍」に基づき、申請対象選手をJBAおよび加盟団体に別途登録しなければならない。

(国際移籍の可否決定)

第6条 FIBA内規(Book3、第2章 選手の国際移籍)に基づき、若年層選手の国際移籍に関する決定はFIBA事務総長の権限である。

2. JBAは加盟チームおよび所属する都道府県バスケットボール協会にFIBAの決定を電子メールにて通知するものとする。

(エージェントおよび第三者の関与)

第7条 FIBAおよびJBAの規程に基づき、18歳未満の選手の国際移籍にエージェントおよび第三者が関与することを禁止する。

(懲罰)

第8条 加盟チームまたは選手が本細則に違反した場合、FIBAおよびJBAの懲罰およびこれに付随する諸規程の定めに従い、懲罰を科されるものとする。

2020年9月10日制定